

仙台市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和七年十月三十日

仙台市教育委員会
教育長 天野 元

仙台市教育委員会規則第六号

仙台市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

仙台市教育委員会公印規則（昭和三十七年仙台市教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
(電子印) <p>第四条の二 情報処理システムを利用して事務を行うときは、総務課長の承認を得て、情報処理システムに記録した公印の印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を使用し、公印の押印に代えることができる。</p> <p>[2・3 略]</p>	(電子印) <p>第四条の二 情報処理システムを利用して事務を行うときは、総務課長の承認を得て、情報処理システムに記録した公印の印影（校長印にあっては、縮小したものを含む。次項及び第三項において同じ。）を打ち出したもの（次項及び第三項において「電子印」という。）を使用し、公印の押印に代えることができる。</p> <p>[2・3 略]</p>

附 則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。

（教育局総務企画部総務課）